

## 中間指針追補に関する Q&A

### 【1. 総論】

問1. 中間指針追補の位置付けと内容如何。

### 【2. 支払手続等】

問2. 今回の中間指針追補で示された慰謝料の支払いを受けたい場合には、どこに連絡をすればよいのか。いつ頃賠償金が交付されるのか。

### 【3. 対象区域】

問3. なぜこの地域を対象にするのか。

### 【4. 対象者】

問4. 自主的避難等対象者の賠償に関しては、なぜ本件事故発生時に対象区域内に自宅がある者だけに限るのか。対象期間のいずれかに滞在している者すべてではないか。

問5. 政府の避難指示等を受けて避難した者はどのような場合に追加の賠償を受けられるのか。

問6. 緊急時避難準備区域や特定避難勧奨地点で避難しなかった者は、今回の指針追補で賠償を受けられるのか。

### 【5. 損害項目・金額】

問7. なぜ今回の損害項目が精神的損害や生活費の増加費用等に限られ、営業損害や就労不能に伴う損害が明記されていないのか。

問8. 生活費の増加費用や、移動費用は、個別の領収書を持ってきて実費請求すれば増額が認められるのか。

問9. 子供は何歳まで対象となるのか。また、妊婦はいつの時点から対象となるのか。

問10. 子供及び妊婦の損害額の算定の考え方如何。また、子供及び妊婦以外の対象者の損害額の算定の考え方如何。

問 1 1. 妊婦以外の大人が、屋内退避区域の解除後に緊急時避難準備区域となった区域に滞在し続けた場合、中間指針追補で賠償されるのか。

問 1 2. なぜ、子供及び妊婦に係る賠償対象期間を平成 23 年 12 月末までとしたのか。来年 1 月以降について賠償は行わないのか。今後検討するとすれば、それはいつ行うのか。

問 1 3. 賠償金を日割りで請求することはできるのか。例えば、避難指示等を受けて、1 週間程度自主的避難等対象区域内に滞在した場合に、賠償金の支払いを受けることができるのか。

## 【 1. 総論】

問 1. 中間指針追補の位置付けと内容如何。

(答)

1. 平成 23 年 8 月 5 日に決定・公表された中間指針においては、避難指示等に係る損害の範囲に関する考え方が示されましたが、その際、避難指示等に基づかずに行った自主的避難に係る損害については、引き続き検討することとされました。
2. その後、関係者へのヒアリングを含めて調査・検討を行った結果、この度の中間指針追補において、
  - ① 自主的避難をした者のみならず滞在を続けた者を含め、避難指示等対象区域の周辺の一定地域に住居があった者が受けた損害（子供及び妊婦は本年 12 月末までの分、それ以外の者は本件事故発生当初の時期の分）
  - ② さらに、避難指示等対象区域に住居があった者が受けた同様の損害について、自主的避難等に係る損害として示すこととなったものです。
3. なお、中間指針追補で賠償の対象とされなかったものについても、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められ得るとされております。

## 【2. 支払手続等】

問2. 今回の中間指針追補で示された慰謝料の支払いを受けたい場合には、どこに連絡をすればよいのか。いつ頃賠償金が交付されるのか。

(答)

原子力損害賠償紛争審査会における中間指針追補の決定を受けて、東京電力株式会社は、賠償金支払い体制の整備を含めて対応を検討することになると認識しています。請求に関する具体的な手続きなどは、今後、東京電力株式会社から発表される内容をご確認ください。

なお、賠償金のお支払いに関するお問い合わせについては、東京電力株式会社福島原子力補償相談室※までご連絡ください。

※東京電力株式会社 福島原子力補償相談室

電話 0120-926-404

受付時間 9:00～21:00

### 【3. 対象区域】

問3. なぜこの地域を対象にするのか。

(答)

1. 中間指針追補の対象区域については、
  - ① 原子力発電所からの距離
  - ② 避難指示等対象区域との近接性
  - ③ 政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報
  - ④ 自主的避難の状況（自主的避難者の多寡など）等の要素を総合的に勘案して決定されたものです。
  
2. なお、中間指針追補で対象とされなかった地域についても、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められ得るとされております。

#### 【 4. 対象者】

問 4. 自主的避難等対象者の賠償に関しては、なぜ本件事故発生時に対象区域内に自宅がある者だけに限るのか。対象期間のいずれかに滞在している者すべてではないのか。

(答)

1. 中間指針追補では、対象区域内において、放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限や自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的損害等について賠償対象としたところであり、そのような損害を被った者としては、通常は本件事故発生前から当該区域に自宅がある方々が想定されることから、それらの方々を対象者としています。
2. 但し、中間指針追補で対象とされなかった者が直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあるとされています。

問5. 政府の避難指示等を受けて避難した者はどのような場合に追加の賠償を受けられるのか。

(答)

1. 政府の避難指示等を受けて避難した者についても、「中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間」並びに「子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（本件事故発生当初の時期を除く。）」は、中間指針追補によって賠償の対象となります。
2. 具体的には、「中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間」に該当する場合として、例えば、特定避難勧奨地点から避難した者の避難前の部分（妊婦以外の大人は本件事故発生当初の時期に限る。）が賠償の対象となります。
3. また、「子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（本件事故発生当初の時期を除く。）」に該当する場合として、例えば、
  - ① 警戒区域から自主的避難等対象区域に避難した子供及び妊婦
  - ② 緊急時避難準備区域から本年6月20日以降に自主的避難等対象区域に避難した子供及び妊婦
  - ③ 特定避難勧奨地点から自主的避難等対象区域に避難した子供及び妊婦の避難後の部分が賠償の対象となります。

問6. 緊急時避難準備区域や特定避難勧奨地点で避難しなかった者は、今回の指針追補で賠償を受けられるのか。

(答)

1. 緊急時避難準備区域で避難しなかった者は、「中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間」として、屋内退避区域が解除された本年4月23日以降12月末までの子供及び妊婦の精神的損害等が賠償対象となります。
2. また、特定避難勧奨地点で避難しなかった者は、「中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間」として、自主的避難等対象区域で避難しなかった者と同様の精神的損害等が賠償対象となります。

## 【5. 損害項目・金額】

問7. なぜ今回の損害項目が精神的損害や生活費の増加費用等に  
限られ、営業損害や就労不能に伴う損害が明記されていないのか。

(答)

1. 中間指針追補では、個別具体的な事情が必ずしも判然としない中で、今回の対象区域から自主的避難をされた方及び当該区域に滞在されていた方については、少なくとも共通に生じた損害として、一定の精神的損害及び生活費の増加分等があるとの判断がされたものです。
2. なお、中間指針追補で明記されなかった損害項目が直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあるとされています。

問 8. 生活費の増加費用や移動費用は、個別の領収書を持ってきて実費請求すれば増額が認められるのか。

(答)

1. 中間指針追補では、生活費の増加費用や移動費用について、精神的苦痛と合算し算定することが合理的としており、対象者に応じて算定の目安となる損害額を示しているところでは、
2. なお、中間指針追補で示された損害額を超えると考えられる生活費増加費用等につきましては、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害として異なる賠償額が認められることがあります。

問9. 子供は何歳まで対象となるのか。また、妊婦はいつの時点から対象となるのか。

(答)

1. 子供については、緊急時避難区域の場合と同様、原則として、高校3年生及びこれに相当する年齢（満18歳）までが損害賠償の対象となるものと考えられます（緊急時避難準備区域においては、「子供」は入らないようにすることが求められており、また、この区域において休校とすべきものに高等学校が含まれている。）。
2. 妊婦については、原則として、妊娠した時点から中間指針追補でいう「妊婦」として損害賠償の対象となるものと考えられます。

問 10. 子供及び妊婦の損害額の算定の考え方如何。また、子供及び妊婦以外の対象者の損害額の算定の考え方如何。

(答)

子供及び妊婦の損害額並びにこれら以外の対象者の損害額については、

- ① 自主的避難に係る損害について避難指示等の場合と同じ扱いとすることは、必ずしも公平かつ合理的ではないこと
- ② 同じ地域の住民について、自主的避難者か滞在者かの違いにより賠償額に差を設けることは、公平かつ合理的とはいえないこと
- ③ 放射線被曝への恐怖や不安を抱くことは、特に本件事故発生当初において、年齢等を問わず一定の合理性を認めることができる一方、その後においても、少なくとも子供及び妊婦の場合は一定の合理性を認めることが可能であること

等を踏まえ、身体的損害を伴わない慰謝料に関する裁判例等を参考にするとともに、子供及び妊婦の場合の同伴者や保護者分も含めた生活費の増加費用等を一定程度勘案したものです。

問 1 1. 妊婦以外の大人が、屋内退避区域の解除後に緊急時避難準備区域となった区域に滞在し続けた場合、中間指針追補で賠償されるのか。

(答)

1. 妊婦以外の大人については、中間指針追補による損害賠償の対象期間は「本件事故発生当初の時期」とされています。
  
2. 「本件事故発生当初の時期」がいつまでの時期を指すかは、中間指針追補では明確にされておりませんが、
  - ① 本件事故発生以降、原子力発電所の状況や放射線量に関する情報が行政機関等によって徐々に公表されたこと
  - ② こうした情報をもとに本年4月22日には屋内退避区域が解除され、緊急時避難準備区域及び計画的避難区域の範囲が示され、これによって政府による避難指示等の対象区域が概ね確定したこと
  - ③ したがって、その頃以降は、自らの置かれている状況について十分な情報がない時期とは言い難いと考えられることから、概ね本件事故発生から本年4月22日頃までの時期が目安になると考えられます。
  
3. したがって、妊婦以外の大人が、屋内退避区域の解除後に緊急時避難準備区域となった区域に滞在し続けた場合の慰謝料は、屋内待避指示に係る損害として中間指針で示された10万円になると考えられます。

問 12. なぜ、子供及び妊婦に係る賠償対象期間を平成23年12月末までとしたのか。来年1月以降について賠償は行わないのか。今後検討するとすれば、それはいつ行うのか。

(答)

1. 子供及び妊婦に係る賠償対象期間は、少なくとも中間指針追補策定時から確実な将来として見通すことができる期間として、本年12月末までとしております。
2. 来年1月以降については、今後の状況を踏まえ、必要に応じて賠償の範囲等について検討することとされています。

問 1 3 . 賠償金を日割りで請求することはできるのか。例えば、避難指示等を受けて、1 週間程度自主的避難等対象区域内に滞在した場合に、賠償金の支払いを受けることができるのか。

(答)

- 1 . この中間指針追補で示された損害額（子供及び妊婦 4 0 万円、その他の対象者 8 万円）は、一定の対象期間を想定した目安であり、具体的な賠償に当たっては、賠償の対象期間に応じた金額の算定を妨げるものではありません。
- 2 . 但し、避難指示等を受けて自主的避難等対象区域に避難して滞在した期間を賠償の対象としているのは、自主的避難等対象区域の住民の場合に準じたものとして、同区域内に一定程度の期間滞在した場合を想定しており、滞在期間によっては賠償の対象と認められないこともあり得ます。